

令和7年度
会計年度任用職員
(桶川市放課後児童クラブ支援員)
登 録 試 験

受 験 案 内

○ 受付期間 令和7年4月1日(火)～

令和8年3月31日(火)

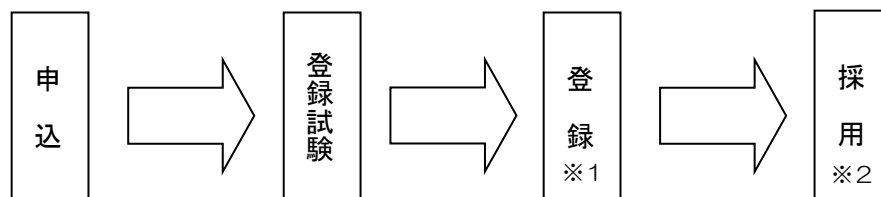
※保育課開庁時間内のみ受付(持参のみ)

桶 川 市 福 祉 部 保 育 課

桶川市放課後児童クラブ支援員とは・・・

桶川市放課後児童クラブは、各小学校単位に整備されており、その運営は、放課後児童クラブ支援員が中心となって行います。具体的には、外遊び、室内遊び、製作物などをはじめとする児童の保育、児童の出欠確認、保護者対応等を行っていただくことになります。なお、各放課後児童クラブの職員配置は、桶川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例のとおり、1支援単位2名以上の放課後児童クラブ支援員等となります。採用までの流れ、施設の一覧は次のとおりです。

採用までの流れ



※1 令和6年3月31日までの登録期間ですが、職員配置の状況により、採用されない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

※2 採用が必要となった場合に、電話などで連絡します。

桶川市放課後児童クラブ 施設一覧（令和6年4月1日）

名 称	位 置	定員
桶川西放課後児童クラブ	桶川西小学校敷地内	118
加納放課後児童クラブ	加納小学校敷地内	66
桶川東放課後児童クラブ	桶川東小学校敷地内	130
川田谷放課後児童クラブ	川田谷小学校敷地内	32
桶川放課後児童クラブ	桶川小学校敷地内	120
日出谷放課後児童クラブ	日出谷小学校敷地内	70
朝日放課後児童クラブ	朝日小学校敷地内	120

※ 複数支援単位の合計定員

1 職種・採用予定人数・受験資格

職種・採用予定人数	資格・学歴など
放課後児童クラブ支援員（会計年度任用職員） 年齢：昭和 43 年 4 月 2 日以降に生まれた者	次の（１）又は（２）のいずれかに該当する者。 ※見込の場合は仮登録とし、資格等の取得後に本登録とします。 （１） 放課後児童支援員認定資格研修を修了した者 （２） 「桶川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第 9 条第 3 項に定められている、下記のいずれかの資格等を有する者 ① 保育士の資格を有する者 ② 社会福祉士の資格を有する者 ③ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって 2 年以上児童福祉事業に従事した者 ④ 教育職員免許法第 4 条に規定する免許状を有する者（免許状の更新を受けていない場合も可） ⑤ 学校教育法の規定による大学、外国の大学等において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて、同法第 102 条第 2 項の規定による大学院への入学が認められた者及び同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） ⑥ 高等学校卒業者等であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者 ⑦ 5 年以上放課後健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者

※地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する者は受験できません。

2 試験の日時・会場・合格発表

日 時	試 験 会 場	合 格 発 表
個別の連絡により決定	桶川市役所（案内図参照） 桶川市泉一丁目 3 番 28 号	可否の結果を文書で通知します。

3 試験の方法及び内容

試験科目	試験時間	試 験 内 容
作文試験	6 0 分	課題に対する理解力、表現力などについての記述式による試験（8 0 0 字程度）
面接試験	約 2 0 分	面接による試験

4 申込手続及び受付期間

受 付	期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（保育課閉庁日を除く）
	場所	桶川市健康福祉部保育課（案内図参照）
提出書類	1 桶川市放課後児童クラブ支援員登録試験申込書【申込者全員】 2 資格証等の写し 【P3 1（1）に該当する場合】 放課後児童支援員認定資格研修修了証の写し 【P3 1（2）①②④に該当する場合】 資格証等の写し 【P3 1（2）③に該当する場合】 高等学校若しくは中等教育学校の卒業証明書等 実務経験証明書（2 年以上かつ 2,000 時間以上の実務経験が必要） 【P3 1（2）⑤に該当する場合】 当該学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業等したことが分かる卒業証明書（原本）又は卒業見込証明書（原本）等（※） 【P3 1（2）⑥に該当する場合】 高等学校若しくは中等教育学校の卒業証明書等 実務経験証明書（2 年以上かつ 2,000 時間以上の実務経験が必要）（※） 【P3 1（2）⑦に該当する場合】 実務経験証明書（5 年以上かつ 5,000 時間以上の実務経験が必要）（※） ※内容によっては該当しない場合があるため、事前に保育課まで御連絡 ください。	
注意事項	1 書類不備の場合は受付できませんので、御注意ください 2 提出書類は一切返却しませんので、御了承ください。	

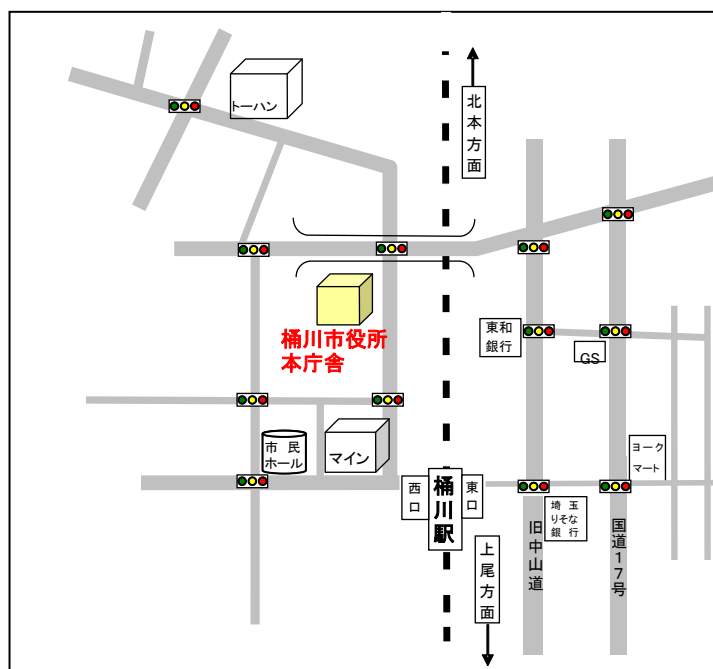
5 合格から採用まで

- (1) 登録試験合格者は、採用候補者として「桶川市放課後児童クラブ支援員採用候補者名簿」に登録されます。
- (2) 登録有効期間は、令和8年3月31日までとなります。
- (3) 採用となる場合は、保育課から電話等で連絡します。
- (4) 採用は、原則として月初からの採用となります。
- (5) 一度登録されますと、候補者が取消を希望しない限り、有効期間内は登録が継続されます。ただし、提出した書類に虚偽があった場合、所定の資格取得ができなかった場合等については、登録を取り消す場合があります。

6 勤務条件（令和7年4月1日現在）

- (1) 勤務時間 原則として次のとおり
 - ① 月曜日～金曜日（通常下校の場合）
午後1時から午後7時まで
 - ② 土曜日、夏休み等の学校休業日
午前7時30分から午後7時までのうち6時間勤務（交替制）
土曜日は隔週勤務
- ※ 必要に応じて研修、残業等あり
- (2) 休日等 日曜日及び祝日、12月29日から翌1月3日まで、隔週土曜日
- (3) 休暇 年次有給休暇
疾病等の場合に与えられる病気休暇
結婚・忌引き・出産等の場合に与えられる特別休暇
その他、育児休業などの制度あり
- (4) 令和5年度実績
 - ・194,582円（月給制・地域手当・処遇改善加算込）
 - ・通勤費、その他手当相当の支給あり
 - ・厚生年金、健康保険等加入
 - ・任期は最長で一会計年度内（4月1日から3月31日まで）です。
職務の必要性を吟味した上で、翌年度も同様の職が置かれる可能性はあり、勤務成績等によって継続して任用する場合があります。

案内図



桶川市福祉部保育課

〒363-8501 桶川市泉一丁目 3 番 28 号(桶川市役所内)

電話 048-788-4948